



茨城県報

第737号

平成8年3月21日

木曜日

目 次

規 則	ページ
●茨城県行政書士法施行細則の一部を改正する規則(地方課)	2
●茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則(建築指導課)	2
告 示	
●徴収事務の委託(計画調整課)	2
●悪臭防止法に基づく規制地域の指定等(2件)(公害対策課)	3
●心身障害者施設診療料等の一部改正(障害福祉課)	5
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	6
●茨城県建設工事入札参加資格審査要項の一部改正(監理課)	6
●茨城県建設コンサルタント業務等入札資格審査要項の一部改正(")	7
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	7
●道路の供用の開始(")	8
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課)	8
●土地区画整理組合の理事の就退任(")	9
●事業計画の変更の認可(2件)(")	9
●土地区画整理組合の解散の認可(")	10
●市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可(")	10
公 告	
●平成6年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況(管財課)	11
●首都圏北東部地域における宅地開発及び特定鉄道(常磐新線)の整備の一体的推進に関する 基本計画(茨城県)の変更(常磐新線整備推進課)	11
●争議行為の予告通知の公表(労政課)	11
●基本測量の終了(3件)(用地課)	12
●新設県営住宅に係る名称、種別、位置に関する公告(住宅課)	12
●一時保護児童の所持物の保管(児童相談所)	13
正 誤	
●平成8年3月11日付け茨城県報第734号中	14

規 則

茨城県規則第12号

茨城県行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

茨城県行政書士法施行細則（昭和47年茨城県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6,600円」を「6,900円」に改める。

付 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第13号

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県宅地建物取引業者免許等手数料徴収規則（昭和53年茨城県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 6 項」に改め、同条第 2 号中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 6 項」に改め、同条第 3 号中「34,000円」を「36,000円」に改め、同条第 4 号中「7,000円」を「7,500円」に改め、同条第 5 号及び第 6 号中「3,500円」を「4,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 徴収受託者の住所及び氏名
東京都千代田区平河町 2 丁目 5 番 6 号
財団法人地域総合整備財団
理事長 津 田 正
- 2 歳入の種別
貸付金の元利償還金
- 3 委託期間

委託契約締結の日から貸付金の償還の完了する日まで

4 委託事務の内容

地域総合整備資金の貸付に係る徴収事務及びこの事務に付属する事務

5 徴収の方法

徴収受託者の発行する納入通知書による

~~~~~  
茨城県告示第353号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条に基づく規制基準を次のとおり定め、平成8年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、茨城県生活環境部公害対策課において縦覧に供するほか、それぞれの市町に係る図面については常陸太田市、笠間市、八郷町、伊奈町においても縦覧に供する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

- (1) 常陸太田市のうち別表の第1に掲げる地域
- (2) 笠間市のうち別表の第2に掲げる地域
- (3) 八郷町のうち別表の第3に掲げる地域
- (4) 伊奈町のうち別表の第4に掲げる地域

2 規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に基づく工場その他の事業場の敷地境界線の地表における規制基準

| 規制基準<br>特定悪臭物質          | A 区 域 |     | B 区 域 |     |
|-------------------------|-------|-----|-------|-----|
| ア ン モ ニ ア               | 1     | ppm | 2     | ppm |
| メ チ ル メ ル カ プ タ ン       | 0.002 | ppm | 0.004 | ppm |
| 硫 化 水 素                 | 0.02  | ppm | 0.06  | ppm |
| 硫 化 メ チ ル               | 0.01  | ppm | 0.05  | ppm |
| 二 硫 化 メ チ ル             | 0.009 | ppm | 0.03  | ppm |
| ト リ メ チ ル ア ミ ン         | 0.005 | ppm | 0.02  | ppm |
| ア セ ト ア ル デ ヒ ド         | 0.05  | ppm | 0.1   | ppm |
| プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド     | 0.05  | ppm | 0.1   | ppm |
| ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド | 0.009 | ppm | 0.03  | ppm |
| イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド     | 0.02  | ppm | 0.07  | ppm |
| ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド | 0.009 | ppm | 0.02  | ppm |
| イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド     | 0.003 | ppm | 0.006 | ppm |
| イ ソ ブ タ ノ ー ル           | 0.9   | ppm | 4     | ppm |
| 酢 酸 エ チ ル               | 3     | ppm | 7     | ppm |
| メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン   | 1     | ppm | 3     | ppm |

| 規制基準<br>特定悪臭物質 | A 区 域  |     | B 区 域 |     |
|----------------|--------|-----|-------|-----|
| ト ル エ ン        | 10     | ppm | 30    | ppm |
| ス チ レ ン        | 0.4    | ppm | 0.8   | ppm |
| キ シ レ ン        | 1      | ppm | 2     | ppm |
| プ ロ ピ オ ン 酸    | 0.03   | ppm | 0.07  | ppm |
| ノ ル マ ル 酪 酸    | 0.001  | ppm | 0.002 | ppm |
| イ ソ マ ル 吉 草 酸  | 0.0009 | ppm | 0.002 | ppm |
| イ ソ 吉 草 酸      | 0.001  | ppm | 0.004 | ppm |

- (2) 法第 4 条第 1 項第 2 号に基づく工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準  
 (1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第 3 条に定める方法により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類毎の流量とする。
- (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号に基づく工場その他の事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場外における規制基準  
 (1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第 4 条第 1 項に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレリルアルデヒド, イソバレリルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類毎の排出中の濃度とする。

## 別 表

## 第 1 常陸太田市に係る規制地域

| 地域の区分 | 規 制 地 域                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 区 域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 7 条第 1 項の規定により, 市街化区域として定められた地域(同法第 8 条第 1 項の規定により, 工業地域及び工業専用地域として定められた地域を除く。) |
| B 区 域 | 都市計画法第 8 条第 1 項の規定により, 工業地域及び工業専用地域として定められた地域                                                        |

## 第 2 笠間市に係る規制地域

| 地域の区分 | 規 制 地 域                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------|
| A 区 域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 5 条第 1 項の規定により, 都市計画区域として指定された区域の地域   |
| B 区 域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 5 条第 1 項の規定により, 都市計画区域として指定された区域以外の地域 |

第 3 八郷町に係る規制地域

| 地域の区分 | 規 制 地 域   |
|-------|-----------|
| B 区 域 | 八郷町全域とする。 |

第 4 伊奈町に係る規制地域

| 地域の区分 | 規 制 地 域                                            |
|-------|----------------------------------------------------|
| A 区 域 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた地域 |
| B 区 域 | 都市計画法第 7 条第 1 項の規定により市街化調整区域として定められた地域             |

茨城県告示第354号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第 4 条に基づく規制基準を次のとおり定め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、茨城県生活環境部公害対策課及び下館市において縦覧に供する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

(1) 下館市のうち別表の第 1 に掲げる地域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に基づく工場その他の事業場の敷地境界線の地表における規制基準

| 規制基準     | A 区 域 |
|----------|-------|
| 臭気指数許容限度 | 12    |

別 表

第 1 下館市に係る規制地域

| 地域の区分 | 規 制 地 域                                            |
|-------|----------------------------------------------------|
| A 区 域 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた地域 |

茨城県告示第355号

昭和52年 4 月 7 日茨城県告示第428号で告示した心身障害者施設診療料等の一部を次のように改め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

短期入所の表を次のように改める。

## 短期入所

| 施設 の 名 称                          | 施設 の 種 別                                                                                  | 金 額 (1日につき) |        |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
|                                   |                                                                                           | 重 度         | 中・軽度   |
| 茨 城 県 立 内 原 厚 生 園                 | 精 神 薄 弱 児 施 設                                                                             | 1,510円      | 2,030円 |
|                                   | 精 神 薄 弱 者 更 生 施 設                                                                         | 1,510円      | 2,030円 |
| 茨 城 県 立 こ ど も 福 祉 医 療 セ ン タ ー     | 肢 体 不 自 由 児 施 設                                                                           | 1,510円      | 2,030円 |
| 茨 城 県 立 コ ロ ニ ー あ す な ろ           | 精 神 薄 弱 児 施 設                                                                             | 1,510円      | 2,030円 |
|                                   | 精 神 薄 弱 者 更 生 施 設                                                                         | 1,510円      | 2,030円 |
|                                   | 重 症 心 身 障 害 児 施 設                                                                         | 1,510円      |        |
| 茨 城 県 立 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー | 身 体 障 害 者 更 生 施 設                                                                         | 1,510円      | 2,030円 |
|                                   | 身 体 障 害 者 授 産 施 設                                                                         |             |        |
| 茨 城 県 立 錦 修 寮                     | 盲 児 施 設                                                                                   | 1,510円      | 2,030円 |
| 茨 城 県 立 暁 寮                       | ろ う あ 児 施 設                                                                               | 1,510円      | 2,030円 |
| 備<br>考                            | 上記にかかわらず、保護者が生活保護世帯に属する場合にあって、保護者の疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等の理由によりその障害児(者)を一時的に介護できないときは、無料とする。 |             |        |

母子短期療育の表中、「1,500円」を「1,510円」に改める。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第356号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

## 記

| 氏 名       | 登録記号番号   | 登録年月日  |
|-----------|----------|--------|
| 慎 光 秀     | 茨医 10465 | 8.2.27 |
| 村 山 悦 子   | 茨歯 2994  | 8.3.6  |
| 高 倉 英 麿   | 茨薬 2430  | 8.2.27 |
| 本 橋 晴 子   | 茨薬 2431  | 8.2.29 |
| 種 村 友 記 子 | 茨薬 2432  | 8.3.1  |
| 佐 野 か お る | 茨薬 2433  | 8.3.4  |
| 清 水 香 奈   | 茨薬 2434  | 8.3.6  |

## 茨城県告示第357号

茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)の一部を次のように改正する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

第4条第1項第2号中「受けようとする者」の次に「(既に資格審査を受けた者で、新たな業種に係る資格審査を受けようとするものを含む。)」を加え、同号イ中「おおむね6月ごと」を「おおむね6月ごと。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。)第4条に規定する特定調達契約(以下単に「特定調達契約」という。)に該当する建設工事の請負契約に係るものについては、随時。」に改める。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、一般競争入札及び特定調達契約に該当する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に係る追加資格審査の申請は、随時行うことができるものとする。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

茨城県告示第358号

茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第474号)の一部を次のように改正する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

第4条ただし書を削り、同条第2号中「受けようとする者」の次に「(既に資格審査を受けた者で、新たな業務に係る資格審査を受けようとするものを含む。)」を加え、「おおむね6月ごと」を「おおむね6月ごと。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(以下単に「特定調達契約」という。)に該当する業務の委託契約に係るものについては、随時。」に改める。

第7条第2項中「及び第4条ただし書による随時の資格審査」及び「それぞれ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定調達契約に該当する業務の委託契約に係る入札に係る追加資格審査の申請は、随時行うことができるものとする。

第9条第4項を削る。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 茨城県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月岡真壁線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要    |
|--------------------------|------|---------|------|--------|
| 真壁郡真壁町大字山尾<br>字老枚石21番3から | 旧    | メートル    | メートル | 100    |
|                          |      | 最大 7.0  |      |        |
| 真壁郡真壁町大字山尾<br>字老枚石17番2まで | 新    | 最大 20.0 | 100  | 災害防除工事 |
|                          |      | 最小 10.0 |      |        |

## 茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 横塚真壁線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|------------------------------|------|---------|------|------|
| 真壁郡真壁町大字東矢貝<br>字星の宮769地先から   | 旧    | メートル    | メートル | 109  |
|                              |      | 最大 10.0 |      |      |
| 真壁郡真壁町大字東矢貝<br>字星の宮784番1地先まで | 新    | 最大 14.0 | 97   | 旧道移管 |
|                              |      | 最小 3.5  |      |      |
|                              |      | 最大 14.0 |      |      |
|                              |      | 最小 12.5 |      |      |
|                              |      | 最大 14.0 | 97   | 旧道移管 |
|                              |      | 最小 12.5 |      |      |

## 茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市増井町字大倉428番2から  
久慈郡金砂郷町大字久米字傳幸淵1805番1まで
- 3 供用開始の期日 平成8年3月28日

## 茨城県告示第362号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、五郎台土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成8年3月21日



茨城県知事 橋 本 昌

| 氏 名     | 住 所              |
|---------|------------------|
| 山 中 成 章 | 神栖町大字深芝2903番地の1  |
| 加 藤 徳 衛 | 神栖町大字深芝2602番地の1  |
| 佐 藤 進   | 神栖町大字深芝南三丁目26番地2 |
| 岡 野 丈 夫 | 神栖町大字深芝2558番地    |
| 野 口 隆   | 神栖町大字深芝南三丁目28番地2 |
| 正 木 省 次 | 神栖町大字深芝2607番地    |
| 宮 川 章   | 神栖町大字深芝2591番地    |
| 宮 川 七 衛 | 神栖町大字深芝705番地1    |
| 横 田 浩   | 神栖町大字深芝南三丁目26番地3 |

茨城県告示第363号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、森山土地区画整理組合の理事を就退任した者の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

理事を退任した者

遠 山 正 日立市水木町1丁目19番1号  
古 川 彦 之 日立市水木町1丁目26番23号

理事に就任した者

佐 藤 留之介 日立市水木町1丁目14番6号  
蛭 田 誠一郎 日立市水木町2丁目8番9号

茨城県告示第364号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、森山土地区画整理組合の事業計画の変更については次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 森山土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内  
設 立 認 可 の 年 月 日 昭和54年12月24日

2 公告すべき変更に係る事項

事業施行期間を「昭和54年12月24日から平成9年3月31日まで」とする。

3 変更認可の年月日 平成 8 年 3 月 21 日

茨城県告示第365号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、吹上土地区画整理組合の事業計画の変更

については次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 吹上土地区画整理組合

事務所の所在地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内

設立認可の年月日 昭和 49 年 10 月 3 日

2 公告すべき変更に係る事項

事業施行期間を「昭和 49 年 10 月 3 日から平成 10 年 3 月 31 日まで」とする。

3 変更認可の年月日 平成 8 年 3 月 21 日

~~~~~

茨城県告示第 366 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により結城第一工業団地土地区画整理組合の解散を認可したので、同法同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第 367 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 17 条の規定により古河駅西口第一地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により告示する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 組 合 の 名 称 古河駅西口第一地区市街地再開発組合

2 事 業 施 行 期 間 平成 5 年 11 月 4 日～平成 11 年 3 月 31 日

3 施 行 地 区 古河市本町 1 丁目の一部

4 事務所の所在地 古河市東 1 丁目 1 番 5 号

5 設立認可の年月日 平成 5 年 11 月 4 日

6 事務所の所在地の変更の内容

変更前 古河市本町 1 丁目 2 番 56 号

変更後 古河市東 1 丁目 1 番 5 号

7 事業施行期間の変更の内容

変更前 平成 5 年 11 月 4 日～平成 9 年 3 月 31 日

変更後 平成 5 年 11 月 4 日～平成 11 年 3 月 31 日

8 変更認可の年月日 平成 8 年 3 月 21 日

~~~~~

公 告

◎平成6年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

平成6年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況について、平成7年7月20日開催の財団法人都道府県会館理事会において承認されたので、地方自治法第263条の2第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成8年3月21日

	茨城県知事	橋 本 昌
火災・自動車共済事業分担金その他収入	4,048,356,307円	
災害共済金経費その他支出	1,583,328,066円	
正 味 財 産	15,390,161,002円	

◎首都圏北東部地域における宅地開発及び特定鉄道（常磐新線）の整備の一体的推進に関する**基本計画（茨城県）の変更**

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第61号）第5条第2項において準用する同法第4条第6項の規定に基づき、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣により、基本計画の変更が承認されたので、同法第5条第2項において準用する同法第4条第8項の規定に基づき公告する。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

首都圏北東部地域における宅地開発及び特定鉄道（常磐新線）の整備の一体的推進に関する基本計画（茨城県）（平成3年10月24日公告）の一部を次のとおり変更した。

1 特定鉄道の計画路線及び駅の位置の概要**(1) 計画路線の概要****(ロ) 特定鉄道の茨城県における主要経過地**

「つくば市大字花島新田付近、」の次に「つくば市大字島名付近、」を追加する。

(2) 駅位置の概要

「(ハ) つくば市大字花島新田付近」の次に「(ニ) つくば市大字島名付近」を追加し、「(ニ)」を「(ホ)」に、「(ホ)」を「(ヘ)」に変更する。

4 特定地域における住宅地の供給の目標及び方針**(1) 住宅地の供給の目標**

「約1,840ヘクタール」を「約1,846ヘクタール」に変更する。

5 重点地域の区域

「・萱丸・福田坪・島名地域」を「・萱丸地域」に変更し、「大字島名、大字面野井」を削除する。

「・萱丸地域」の次に「・島名・福田坪地域 つくば市大字島名、大字谷田部、大字面野井」を追加する。

◎争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会執行委員長宮本雅有から、平成8年3月8日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成8年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃金引き上げ等に関する要求

2 日 時

平成 8 年 3 月 22 日午前零時以降, 要求実現に至るまでの期間

3 場 所

茨城県厚生連労働組合, 茨城民主医療機関労働組合, 回春荘病院労働組合及びナーシングホームかたくり労働組合の組合員が従事する病院の構内及び職場

4 争議行為の種類

上記場所の全体あるいは部分的に, また断続的に, すべての業務の停止をはじめ, あらゆる形の争議行為と, これに対する妨害排除のためのいっさいの争議行為を行う。

ただし, 救急患者及び入院患者の必要により, 若干の保安要員を除く。

◎基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので, 同法第14条第3項の規定により公告する。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 3 作業終了日 平成 8 年 3 月 10 日
- 4 作業地域 下館市, 結城市, 水海道市, 北茨城市, 東茨城郡小川町, 鹿島郡大洋村, 稲敷郡桜川村

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量(一等水準測量)
- 3 作業終了日 平成 8 年 3 月 10 日
- 4 作業地域 古河市, 猿島郡総和町, 猿島郡境町,

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量(基準点測量標高決定作業)
- 3 作業終了日 平成 8 年 2 月 28 日
- 4 作業地域 県全域

◎新設県営住宅に係る名称, 種別, 位置に関する公告

茨城県県営住宅条例第2条の2第2項の規定に基づき次のとおり定める。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

住 宅 名	種 別	位 置	供用開始年月日
けやき台アパート	第1種県営住宅	水戸市けやき台	平成 8 年 5 月 1 日
中 ア パ ー ト	第1種県営住宅	土浦市中村町	平成 8 年 5 月 1 日

住 宅 名	種 別	位 置	供用開始年月日
中 ア パ ー ト	第 2 種 県 営 住 宅	土 浦 市 中 村 町	平 成 8 年 5 月 1 日
結 城 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	結 城 市 大 字 結 城	平 成 8 年 4 月 1 日
長 山 ア パ ー ト	第 2 種 県 営 住 宅	竜 ヶ 崎 市 長 山	平 成 8 年 5 月 1 日
下 妻 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	下 妻 市 大 字 下 妻	平 成 8 年 5 月 1 日
下 妻 ア パ ー ト	第 2 種 県 営 住 宅	下 妻 市 大 字 下 妻	平 成 8 年 5 月 1 日
関 本 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	北 茨 城 市 関 本 町	平 成 8 年 5 月 1 日
関 本 ア パ ー ト	第 2 種 県 営 住 宅	北 茨 城 市 関 本 町	平 成 8 年 5 月 1 日
石 下 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	結 城 郡 石 下 町 大 字 杉 山	平 成 8 年 5 月 1 日
石 下 ア パ ー ト	第 2 種 県 営 住 宅	結 城 郡 石 下 町 大 字 杉 山	平 成 8 年 5 月 1 日

◎一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、下記の物件を保管したので、返還請求権を有する者は申し出てください。

平成 8 年 3 月 21 日

茨城県中央児童相談所長 岸 恒 俊

1 申し出の期間

平成 8 年 3 月 21 日から平成 8 年 9 月 20 日まで

2 申し出の場所

水戸市三の丸 1 - 3 - 17

茨城県中央児童相談所

電話 029 - 221 - 4992

3 保 管 物

物件名	種類・形状	数 量	経 過
現 金	現 金	54,000円	児童（3人）は平成8年2月4日午後1時ごろ、北茨城市磯原町本町2丁目5番地北茨城市立児童公園東側河川敷において、現金106,000円の入った財布を拾得した。児童らはこれを着服横領し、使っているところを保護者が発見し、警察に届けた。54,000円は、保護者より任意提出を受けたものである。

正 誤

平成8年3月11日付け茨城県報第734号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	下から12	江土改	江土改指令
13	下から12	第1号	第2号
13	下から6	江土改	江土改指令

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)